

第 2 0 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 8 月 27 日岩沼市役所 6 階第一会議室において、下記案件を審議するため、
第 20 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 日程第 5 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について |

1、出席委員

2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由	5 番	川村 雄治
6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也	9 番	鎌田 正治
11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子

2、欠席委員

1 番	木皿 清	10 番	三品 英樹	21 番	渡邊 政夫
-----	------	------	-------	------	-------

3、農地利用最適化推進委員

16 番	猪股 義広	17 番	齋 明美	18 番	佐藤 邦夫	19 番	鈴木 陽
20 番	田村 祐喜						

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	土手内 知輝
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第20回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、13番菅井武雄委員、2番渡邊等委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理しております。今回報告いたします1件の届出は、長屋住宅及び個人住宅の建築のため転用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。今回は農地の売買の為の合意解約通知2件を受理しておりますが中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては1組でございます。こちらは許可不要案件の市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3頁、議案関係資料の1から2頁をご覧ください。今回は1件の申請がありました。過日、農業委員による聞き取り調査を行っておりますので、ご報告いただければと思います。
議	長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
川 村 委 員		8月21日に委員3名と事務局1名で親子間の貸付ということで、賃借人である息子に聞き取り調査を行いました。親が高齢であることから息子へ貸付けることとなります。引き続き耕作されるという事で問題はないと思います。ご審議いただきますようお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第6、議案第2号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書4頁および別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。今回対象となる案件は所有権移転2件となっておりますが、譲渡人、譲受人の組み合わせは1組となります。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に係る受け手要件を満たしております。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の4から5頁に添付しております。お示しした地図では隣接地の耕作者が●●●●となっておりますが、農作業受委託契約により、現在も対象地を含む区画全ての筆を●●●●が耕作しております。本日決定した農業委員会の意見を農地中間管理機

		構に提出し、農地中間管理機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。その後、市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の公告は令和7年9月26日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見については、特に意見なしとして答申することに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第20回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 13 番 _____

委員 2 番 _____